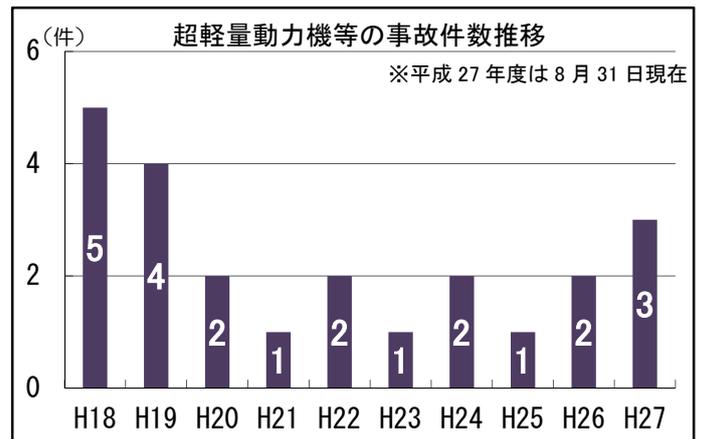


超軽量動力機等に関する許可取得の徹底について

(1) 背景

超軽量動力機及び自作航空機（以下、「超軽量動力機等」という。）の事故件数については、平成 20 年以降、年間 2 件以下で推移してきたところ、今年はずでに 3 件の事故が発生している。

平成 20 年以降に発生した超軽量動力機等の事故例を見ると、全体で約 6 割が、死亡事故に限れば全てが航空法上必要とされる許可を取得しておらず、今年発生した事故においても死亡事故を含む 3 件中 2 件が必要な許可を取得せず飛行したものであった。



(2) 対応状況

国土交通省航空局では、これまでも航空法上必要とされる許可の取得の徹底を図るため、パンフレットの作成、関係団体や航空局ホームページを通じた周知をしていたが、本年に入ってから事故発生状況等を踏まえ、

① 確実な許可の取得

② 違反又はそのおそれのある行為を知り得た場合の当局への報告

を超軽量動力機の利用者等に徹底するよう、平成 27 年 8 月 28 日、関係団体、東京及び大阪航空局に対して指示した。

今後、飛行クラブ等への立入検査の強化等を図るほか、離着陸場所の管理者に航空法上の許可を得ず飛行を行おうとする者に使用を認めないことを求めるなど、確実な許可取得のための監視・監督の強化を図ることとする。

(参考)

超軽量動力機等の飛行に必要な航空法上の許可

－機体の安全性に係る許可（航空法第 11 条）

－操縦技能に係る許可（航空法第 28 条）

－飛行場以外での離着陸に係る許可（航空法第 79 条）